

Q、現在、法人として飲食店を営んでいます。メンバーは代表取締役の私と役員になっていない妻、従業員の3人です。私と妻は従業員と同じような仕事をしています。万一の事故に備え、私たちも労災保険に加入できますか。

A、労災保険は本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですから、法人の役員・個人事業主・家族従業員は、原則として労災の対象外です。

ただし、一定の要件を満たせば、労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託している場合に限り、労災保険に加入することができます（特別加入制度）。

補償の対象となる業務災害については、事業主の立場で行われる業務を除くなど、一般の労働者の場合と違い、一定要件を満たす必要がありますが、通勤災害は、一般の労働者と同様に取り扱われます。

飲食店の場合 保険料率  
3/1000 (円)

給付金は、一般の労働者が平均賃金に基づいて支給されるのに対して、特別加入者は、特別加入の際に申請した給付基礎日額（表）に基づいて支給されます。

給付基礎日額は、保険料や休業補償給付などの給付額を算定する基礎となるものです。給付基礎日額が低い場合、保険料は安くなりますが、その分給付額も少なくなります。十分留意して適正な額を申請してください。

給付基礎日額	年間保険料
3,500	3,831
4,000	4,380
5,000	5,475
6,000	6,570
7,000	7,665
8,000	8,760
9,000	9,855
10,000	10,950
12,000	13,140
14,000	15,330
16,000	17,520
18,000	19,710
20,000	21,900
22,000	24,090
24,000	26,280
25,000	27,375